

7 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）の設置（兼不登校対策委員会）

構成メンバー：校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・関係担任・養護教諭

（必要に応じて：ＳＣ）

※ その他必要に応じて、民生児童委員（主任児童委員）・医療機関・警察等の参加を要請

校長【総責任者】：①方針の明確化・②組織の活性化・③校内研修の充実

教頭：①保護者面接（必要な場合）・②外部機関・ＳＣとの連携・③マスコミ対応

生徒指導：①情報の集約②指導・支援の指示・③生徒指導（事情聴取・説諭）・④保護者面接
（必要に応じて）

学年主任：①担任のフォローアップ・②生徒指導（事情聴取・説諭）・③保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問）・④保護者面接・⑤アフターフォロー（解決後の生活見届け・学年全体への指導）

学級担任：①いじめの早期発見・事実確認・②管理職・対策委員会への報告③生徒指導（事情聴取・説諭）・④保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問）・④保護者面接・⑤アフターフォロー

養護教諭：①生徒来室状況や会話等の情報提供・②欠席状況の把握と情報提供

ＳＣ：①必要に応じて被害・加害生徒へのカウンセリング・②対応等に対する助言や支援
③生徒の状態把握と情報提供

(2) 肱東中学校児童生徒をまもり育てる協議会

① 目的

ア 社会的に「登下校の安全確保、いじめ、不登校」が深刻になっている現状を改善するために、学校・家庭・地域社会の関係者が生徒の実態について情報交換をし、協力して問題の解決にあたる。

イ 登下校の安全確保、いじめ、不登校等、生徒指導上の緊急重要な諸問題の予防・解決・啓発活動を行い、生徒の健全育成に努める。

② 構成員

大洲市議会議員、大洲市教育委員、公民館長、地区長会長、人権擁護委員、人権対策協議会役員、駐在所巡査部長、主任児童委員、少年補導委員、小学校ＰＴＡ会長、小学校校長、
肱東中学校ＰＴＡ、肱東中学校教職員

③ 活動内容

ア 登下校の安全確保、いじめ、不登校問題及び生徒の反社会的行動に関わる情報交換

イ 登下校の安全確保、いじめ、不登校問題及び生徒の反社会的行動を防止するための対策と実践

ウ その他、目的を達成するために必要な活動